

かめだになかちく かつせいかけいかく
亀谷中地区活性化計画

島 根 県

島根県邑南町

平成19年8月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	亀谷中地区
都道府県名	島根県
市町村名	邑南町
地区名(※1)	亀谷中地区
計画期間(※2)	平成19年度～平成23年度

<p>目 標：(※3)</p> <p>テーマ「夢響きあう 元気の郷づくり」</p> <p>地域内の基幹農道の整備により、地域産物である水稲や白ネギ、トマトなどのハウス栽培農家の生産意欲を向上させ、集落人口の年減少率1.1%を維持し、定住人口の維持を図る。</p> <p><集落人口の推移></p> <table> <tr> <td>平成 9年～平成14年</td> <td>305人→294人</td> <td>△11人</td> <td>年平均減少率</td> <td>△0.7%</td> </tr> <tr> <td>平成14年～平成19年</td> <td>294人→278人</td> <td>△16人</td> <td>年平均減少率</td> <td>△1.1%</td> </tr> </table>	平成 9年～平成14年	305人→294人	△11人	年平均減少率	△0.7%	平成14年～平成19年	294人→278人	△16人	年平均減少率	△1.1%
平成 9年～平成14年	305人→294人	△11人	年平均減少率	△0.7%						
平成14年～平成19年	294人→278人	△16人	年平均減少率	△1.1%						
<p>目標設定の考え方</p> <p>地区の概要：</p> <p>邑南町は、島根県の中南部、中国山脈の麓に位置し標高100m～600mの中産間地域である。本事業の計画されている下亀谷地区は邑南町の中央部に位置し、地区内を亀谷川が南から北へ流れ、ほぼ平坦な帯状連担地到下亀谷及び奥亀谷の2つの集落がある。四方を標高500～1,000m級の山地に囲まれ、中国山地の中では高原の盆地的地形を呈している。農業は水稲を中心に白ネギやトマトなどのハウス栽培が盛んであり、近くの道の駅に常設となった産直市「みずほの幸」では地区内の鮮度の高い農産物が大変好評である。</p>										
<p>現状と課題</p> <p>本地域の耕作面積は1農家あたり約48aと比較的少ないが、水稲を中心に露地・ハウス栽培による野菜生産が活発で、地産地消の推進として平成15年夏から常設となった産直市へ鮮度の高い野菜を年中出荷している。</p> <p>しかし、地区中央を縦断する基幹農道が全幅4.0mと狭く、車両のすれ違いに支障を来たしており、集落営農組織が農産物資の輸送及び大型機械の移動に苦慮しており、農業経営の効率化において障害となっている。</p> <p>このため、生産基盤の整備を急がなければ、過疎化・高齢化が進む中、農家の生産意欲の低下を招くとともに、集落人口の減少を招き、地域の衰退に繋がる懸念されるため、定住化人口の維持・確保が望まれている。</p>										
<p>今後の展開方向等(※4)</p> <p>農林業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下するなか、下亀谷及び奥亀谷の営農組織は、産直市へ鮮度の高い農産物の安定的な出荷体制の維持、及び農産物の生産から農産加工を一貫して手掛ける高付加価値農業、農業輸送等の効率化による低コスト農業を推進することにより、安定した農業経営の図り、営農組織の連携による新しい農業づくりへの転換を目指している。</p> <p>このためには、地域内の基幹農道を整備し、営農組織が大型機械の移動の効率化及び農産物資の輸送コストの削減を図り、経営基盤の安定化と農地の高度利用を目指すことが必要であり、これにより農家の生産意欲の向上を図り、定住人口減少の抑制を目指す。</p>										

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
邑南町	亀谷中地区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(基盤整備 農業用道路)	邑南町	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

亀谷中地区(島根県邑南町)	区域面積 (※2)	935ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の受益面積935haのうち農林地面積は906haで97%を占め、農地はほとんどが整備済である。9割以上が農林漁業従事者であり、農林業以外の製造業はない。		
②法第3条第2号関係: 人口の減少(H12→H17で6.5%減)、農林漁業者の高齢化傾向からみて、農産物出荷量の維持、優良農地の荒廃を防止するためには、定住化の促進を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 家屋間の平均距離は約50m以上、商店が1軒であり、市街地を形成している区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所			市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

平成23年度までに農道整備を完了し、翌年度に住居基本台帳記載人口数により、集落人口の減少傾向について評価を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。